

香川労働局発表
平成26年11月27日

担	香川労働局雇用均等室
当	室長 寺西 健二 地方育児・介護休業指導官 森長 由紀子 電話 087-811-8924 夜間 087-811-8928 http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

改正パートタイム労働法等の説明会を開催します。

～平成27年4月1日施行 改正パートタイム労働法と改正次世代育成支援対策推進法～

パートタイム労働法及び次世代育成支援対策推進法が改正され、平成27年4月1日より施行されます。そこで、香川労働局(局長:加藤敏彦)では、以下のとおり、これらの改正事項に係る留意点を中心にした説明会を実施します。

日 時 : 平成27年1月13日(火)、1月14日(水) 13:30～15:30
場 所 : 高松サンポート合同庁舎 アイホール
内 容 : ○改正パートタイム労働法について
○改正次世代育成支援対策推進法について
○多様な正社員制度の導入について
○キャリアアップ助成金について
費 用 : 無 料
対 象 : 事業主、企業の人事・労務担当者など
定 員 : 各日140名程度(先着順)
参加方法 : 直接雇用均等室に申込み(TELまたはFAX) 12月25日(木)締切

(添付資料)

- 1 改正パートタイム労働法等説明会のご案内
- 2 パートタイム労働法が変わります
- 3 次世代育成支援対策推進法が10年間延長され、新たな認定制度が創設されます！